平成２５年（フ）第１１３１号
広島市南区大須賀町19番９―403号
債務者　新倉　孝則
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５０号
山口県長門市三隅下2731番地、住民票上の住所山口県長門市三隅下4056番地
債務者　三好　秀樹
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第２５４号
福岡県久留米市東合川７丁目５番23―203号
債務者　甲斐田　望（旧姓友繁）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第７６５号
北九州市若松区大谷町８番46号　202号室
債務者　上瀧　勇也
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４８３号
大分県別府市上人仲町２番８号
債務者　大野知恵美
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３１号
鹿児島県南九州市川辺町田部田4007番地
債務者　川原　幸二
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第７６号
宮城県柴田郡柴田町船岡西２丁目15番２―３号
債務者　中山　智孝
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第７８号
宮城県角田市梶賀字高畑南144番地１
債務者　伏見　正男
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第５５号
秋田県大館市字沼館道上104番地３、前住所秋田県大館市豊町８番27号
債務者　桜庭　金悦（旧姓高坂）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第６２号
福島県いわき市泉町４丁目７番地の９
債務者　橋本　幸治
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第４４２号
茨城県那珂郡東海村豊白１丁目１番33号　グランドソレイユＡ棟202
債務者　酒川　和大
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４４４号
茨城県水戸市飯島町1426番地の１
債務者　石井　厚之
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４５９号
茨城県ひたちなか市大字三反田3608番地17北長町ハイツ206号
債務者　大高　健治
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４６０号
茨城県ひたちなか市大字三反田3608番地17北長町ハイツ206号
債務者　大高　　藍（旧姓櫻岡）
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第５７７号
神奈川県平塚市達上ケ丘４番７―２号
債務者　小川　弘樹
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５７８号
神奈川県平塚市達上ケ丘４番７―２号
債務者　小川　直子
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３８６号
山梨県北杜市明野町上手520番地　グリーンヒルホーム
債務者　堀井　一正
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係